平成２９年（フ）第２３１８号
横浜市南区大岡１丁目17番23号　第３和同マンション505
債務者　小泉　健一
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３１９号
神奈川県綾瀬市上土棚北３丁目５番24号
債務者　澁谷　好雄
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３２３号
横浜市鶴見区駒岡５丁目15番29―104号
債務者　蒲生　啓太
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９３８号
東京都青梅市勝沼２丁目379番地の３
債務者　中田　幸保
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０７９号
東京都青梅市千ヶ瀬町３丁目490番地青梅荘
債務者　戸村　恭裕
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４６５号
静岡県藤枝市平島1129番地の１
債務者　前田　　翔
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２７８号
横浜市鶴見区尻手３丁目８番21号　ニューウイング301号
債務者　工藤　哲也
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３２４号
横浜市青葉区あざみ野１丁目９番地９　フラッツあざみ野202
債務者　篠崎　美佳
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０３７号
東京都町田市山崎町1380番地シーアイハイツＨ―1102
債務者　辻村　芳秀
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９５４号
東京都稲城市東長沼160番地サクラコーポ205号室
債務者　安井　惣一
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１６７６号
横浜市西区南浅間町20番地18　アゼリア西横浜305号
債務者　近藤由紀恵
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１６３号
大阪市住吉区苅田４丁目12番30号　プレアール苅田　２Ｄ号
債務者　前田　優真
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２１０号
大阪市西成区玉出中２丁目16番17―208号、前住所大阪市西成区玉出中２丁目16番17―206号
債務者　竹村　朋広
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３２６号
大阪市生野区新今里３丁目２番25号　グランソシエ　302
債務者　糸井　謙太
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４１０号
大阪府東大阪市足代北１丁目18番20号　ハイツＴＥＲＡＤＡ　３Ａ号
債務者　上田　　忠
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部